

お知らせ

町や道などからのお知らせです。

家屋を取り壊したときは手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊したときは、年内に手続きを済ませましょう。

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に家屋を取り壊した場合、翌年度からは課税されなくなりません。

①登記済の家屋を取り壊した場合↓法務局で建物滅失登記の申請をしてください。
②未登記の家屋を取り壊した場合↓税務住民課に家屋滅失届を提出してください。

札幌法務局苫小牧支局
☎0144③47151
税務住民課税務グループ
☎②2513

住宅リフォームに関する減税制度について

住宅のリフォームは一定の要件を満たしていれば、所得

税の控除や固定資産税の軽減を受けることができます。

※要件はリフォームの種類によって異なりますので、施工業者にお尋ねください。

リフォーム減税の種類

- ・耐震リフォーム
- ・バリアフリーリフォーム
- ・省エネリフォーム など

問合せ

税務住民課税務グループ
☎②2513
苫小牧税務署
☎0144③3165

通行規制区間への進入の危険性について

冬の吹雪で見通しのきかない道路では、通行止めの規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道などから侵入すると、吹きだまりに衝突したり、車両がスタックして孤立するなど、命に関わる重大な事故につながる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路の利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。

ます。

通行規制情報（北海道地区道路情報のページ）

[https://info-road.hdb.](https://info-road.hdb.https://info-road.hdb.)

[https://info-road.hdb.](https://info-road.hdb.https://info-road.hdb.)

バーコードからご覧いただけます。



問合せ

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課
☎0143②49873

「安平町デジタル政策に関する町民アンケート」協力のお礼

広報あびら11月号と一緒に配布した「安平町デジタル政策に関する町民アンケート」の回答を締め切りました。ご協力ありがとうございました。

問合せ

総務課情報グループ
☎②2511

広告欄

スタッフ募集

募集内容 歯科衛生士・歯科助手（パート）
時給 歯科衛生士 1000円～
歯科助手 920～
勤務時間 午前 9：00～13：00
午後 14：30～19：00（診療終了まで）
（土）は、13：00（診療終了まで）
業務内容 診療介助、清掃、受付
勤務時間は相談可能です
ブランクのある方、主婦の方でもOKです。
歯科助手は、未経験者OKです。
〒059-1911 勇払郡安平町追分本町5丁目62-2
ひまわり歯科医院
TEL0145-26-6480

ふるさと納税（10月実績）

安平町は、たくさんの方に
応援いただいています。

寄付件数 2,935件
金額 35,010,000円

広告欄

施設拡張の為 支援スタッフ急募！

障害者支援施設

富門華

仕事▶利用者の方々の支援

職種▶生活(日中)支援スタッフ〈8：00～17：00、他3パターン〉
▶夜間専門支援スタッフ〈21：00～翌7：00(休憩2時間)〉
▶看護師 〈8：00～17：00、他1パターン〉
▶グループホーム世話人〈勤務時間帯応相談〉

※時間帯に関しては、ご相談下さい。

休日▶完全週休2日・資格▶問いません(不要)

※各種手当、社会保険あり
住宅手当、寒冷地手当、
通勤手当、賞与(年2回)
まずはお気軽に見学から
090 1644 0090
担当/戸田